

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【会社名】	株式会社コラボス
【英訳名】	Collabos Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 茂木 貴雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区三番町8番地1
【電話番号】	03-5623-3391
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長執行役員 青本 真人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区三番町8番地1
【電話番号】	03-5623-3391
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長執行役員 青本 真人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月19日開催の当社第25回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年6月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円00銭 総額27,928,230円

剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、取締役会の監督機能を強化し、業務執行における意思決定の機動性と柔軟性を向上させることで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図り、さらなる企業価値の向上を目指すことを目的として、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

これに伴い、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として取締役の増員が可能となるよう、取締役の員数の上限を8名から11名に増員するものであります。

上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

茂木貴雄、青本真人、鈴木達の3名を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

なお、鈴木達は社外取締役であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

常盤潤一郎、勝沼依久、畑下裕雄の3名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

なお、勝沼依久及び畑下裕雄は社外取締役であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

出澤秀二を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額300,000千円以内（うち社外取締役50,000千円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100,000千円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	33,139	294	-	(注)1	可決 98.89
第2号議案	33,029	404	-	(注)2	可決 98.56
第3号議案					
茂木 貴雄	32,892	541	-		可決 98.15
青本 真人	32,899	534		(注)3	可決 98.17
鈴木 達	32,417	1,016	-		可決 96.73
第4号議案					
常盤 潤一郎	32,927	506	-		可決 98.25
勝沼 依久	32,471	962		(注)3	可決 96.89
畑下 裕雄	32,489	944	-		可決 96.95
第5号議案					
出澤 秀二	32,917	516	-	(注)3	可決 98.22
第6号議案	32,743	690	-	(注)1	可決 97.71
第7号議案	32,718	715	-	(注)1	可決 97.63

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

以上